様式第4号（第8条関係）

不利益処分一覧表（行政手続条例適用処分）

処理機関（所管課）	上下水道課

整理番号	根拠法令	根拠条項	処分の概要	処分基準	備考
1	鳩山町水道事業給水条例（昭和43年条例第16号）	条例第30条	手数料の徴収	△	
2	鳩山町水道事業給水条例（昭和43年条例第16号）	条例第34条	給水の停止	△	
3	鳩山町水道事業給水条例（昭和43年条例第16号）	条例第40条	過料	△	
4	鳩山町水道事業給水条例（昭和43年条例第16号）	条例第41条	料金を免れた者に対する過料	△	
5	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業規程第3号）	条例第8条	指定の取消し	△	
6	鳩山町水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業規程第3号）	条例第9条	指定の停止	△	